

第25回静岡県障害者芸術祭及び障害者アートフェア 企画・運営事業業務委託先募集要項

1 趣旨

静岡県（以下「県」という。）が行う「第25回静岡県障害者芸術祭」及び「障害者アートフェア」について、最も優れた企画力、経験等を持つ事業者には業務委託するため、プロポーザル（企画提案方式）を実施する。

2 委託事業名

第25回静岡県障害者芸術祭及び障害者アートフェア企画・運営事業

3 委託期間

契約日から令和6年2月28日まで

4 契約限度額

12,070,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※限度額を超えたものは失格とする。

5 委託業務の内容

第25回静岡県障害者芸術祭及び障害者アートフェア企画・運営事業業務委託に係る仕様書（別紙1）（以下「仕様書」という。）のとおり。

6 参加資格

次に掲げる要件を全て満たす法人。

- (1) 静岡県内に本社又は営業所等の業務拠点を有する者であること。
- (2) 静岡県の一般業務委託競争入札参加資格において、「広告代理」及び「イベント」の2営業種目に競争入札参加資格を有する者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (4) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中ではないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

- カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者
- (7) 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体でないこと。

7 委託先の選定方法

公募による企画提案方式とする。委託先の選定は、別に定める評価基準（別紙2）により、第25回静岡県障害者芸術祭及び障害者アートフェア企画・運営事業業務委託先選定委員会の委員が審査し、決定する。

8 事前説明会の開催

(1) 開催日時

令和5年7月4日（火）午後3時から午後4時半まで

(2) 開催場所

静岡県庁東館10階スポーツ・文化観光部第2会議室（静岡市葵区追手町9番6号）

(3) その他

ア 会場の都合上、参加者は各社2人までとする。

イ 説明会終了後に質問がある場合は、令和5年7月5日（水）正午までに様式5によりFAX又はメールで提出すること。なお、回答は説明会に参加した全ての者にメールにて令和5年7月7日（金）午後5時までに伝達する。

9 応募方法等

(1) スケジュール

令和5年6月27日（火）	公告
令和5年7月4日（火）	事前説明会の開催
令和5年7月14日（金）	参加表明書の提出期限
令和5年7月21日（金）	辞退届または企画提案書の提出期限
令和5年7月25日（火）	プレゼンテーション
令和5年7月26日（水）	選定結果の通知（予定）

(2) 企画提案の参加申込

公募企画提案への参加を希望する者は、参加表明書（様式1）及び上記6に掲げる要件を満たす誓約書（様式2）並びに付属書類を提出し、資格審査を受けなければならない。

なお、参加表明書の提出後、辞退を希望する者は辞退届（様式3）を提出すること。

ア 提出方法

直接持参又は郵送によること。持参の場合は、平日の午前9時から午後5時の間とすること（ただし、正午から午後1時までの間は除き、締切最終日は午後3時までとする）。

イ 提出期限

(ア) 参加表明書 令和5年7月14日（金）午後3時まで

(イ) 辞退届 令和5年7月21日（金）午後3時まで

ウ 提出先

静岡県スポーツ・文化観光部文化局文化政策課文化振興班
〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 県庁東館12階

(3) 募集する企画提案の内容等

ア 基本的な考え方

- (ア) 企画提案書の提出に当たっては、委託業務内容を十分に理解した上で作成すること。
- (イ) 上記5に掲げる委託業務の内容を専門的視点から精査し、必要があれば修正を加え、企画提案を行うこと。
- (ウ) 関係法令等を遵守し、所要の措置を講じること。

イ 企画提案書について

- (ア) 企画提案書の構成等
 - a 企画提案書の構成は自由であること。
 - b 企画提案書は、委託業務をどのような方針や手法で展開し、実施運営していくのかについて、図表等を用いてわかりやすく表現すること。
 - c 企画提案書は、A4判で作成のこと。
- (イ) 提出部数等
提出部数は7部とする。
- (ウ) 留意事項等
 - a 企画提案書の作成に他の者の協力を得た場合及び業務の実施に他の者の協力を得る予定の場合には、企画提案書にその旨を明記すること。
 - b 虚偽の記載をした企画提案書は無効とする。
 - c 企画提案書の提出後の記載内容の変更は認めない。
 - d 提出された企画提案書は返却しない。また、採用した企画提案書を除き、提案者に無断で使用しない。

(エ) その他

企画提案書作成及び提出、プレゼンテーション審査等に伴う費用は、全て企画提案者の負担とする。

(4) 企画提案書の提出方法等

ア 提出書類

企画提案書の提出書（様式4）、企画提案書（任意様式）、業務実績表（様式4-2）、見積書（任意様式）

(ア) 見積書作成上の注意

提案した内容を実施するために必要な経費を示すこと。

(イ) 業務実績表作成上の注意

過去5年以内に受託（実施）した県若しくは県が出資する法人等のイベントの開催に係る企画業務等について、当該業務の名称、契約相手、契約金額及び概要を記載すること。

イ 提出方法

直接持参又は郵送によること。持参の場合は、平日の午前9時から午後5時の間とすること（ただし、正午から午後1時までの間は除き、締切最終日は午後3時までとする）。

ウ 提出期限

令和5年7月21日（金）午後3時まで（必着）

エ 提出先

静岡県スポーツ・文化観光部文化局文化政策課文化振興班
〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 県庁東館12階

10 審査

(1) プレゼンテーション

ア 実施日時

令和5年7月25日（火）午後3時から午後4時半まで

イ 実施場所

静岡県庁東館10階スポーツ・文化観光部第1会議室(静岡市葵区追手町9番6号)

ウ その他

(ア) 1提案当たりのプレゼンテーションの時間は30分(説明25分、質疑5分)とする。

(イ) プレゼンテーションの順番は、企画提案書の受付順とする。

(ウ) プレゼンテーションは非公開で行うものとする。

(2) 審査

第25回静岡県障害者芸術祭及び障害者アートフェア企画・運営事業業務委託先選定委員会の委員が審査する。

11 選定方法

第25回静岡県障害者芸術祭及び障害者アートフェア企画・運営事業業務委託先審査・選定要領の選定基準(別紙2)による。

12 選定結果の伝達方法

選定結果は、全ての企画提案者に文書により通知する。

13 その他

(1) 本事業は、厚生労働省の『地域生活促進事業』(令和5年度)の国庫補助を受けて実施する事業であるため次の点に留意すること。

ア 関係書類の整備、保管を確実に実施すること。

・総勘定元帳及び現金出納簿等の会計関係帳簿類

・労働者名簿、出納簿及び賃金台帳等の労働関係帳簿類

イ 事業の実施状況や実績について、国の検査対象となること。

(2) 企画提案等は、本事業の目的に沿うように留意すること。

(3) 委託先候補者選定後、選定された企画提案の内容をもとに、委託者と協議の上、契約限度額の範囲内で実施内容を決定し、契約を締結する。

(4) 契約により生じる著作権その他一切の権利は委託者に帰属する。

(5) 手続きにおいて使用する言語は日本語とし、通貨は日本円とする。

(6) 提出された応募書類は返却しない。

(7) 事業者等を守り育てる静岡県公契約条例第6条の規程に基づき策定された「県の取組方針」により、本業務に従事する者の労働環境の整備を図るため、以下の書類を提出すること。

ア 契約時に、労働関係法令等を遵守する旨等を記載した誓約書(別紙3)

イ 本業務の一部を他の者に行わせ、又は当該業務に派遣労働者を関わらせようとするときは、全ての下請負者から提出させた労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書(別紙4)の写し

14 問合せ先

静岡県スポーツ・文化観光部文化局文化政策課文化振興班

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 県庁東館12階

電話：054-221-2254

FAX：054-221-2827

E-mail：arts@pref.shizuoka.lg.jp